

鶴岡市病院事業経営強化プラン懇談会設置要綱

(目的)

第1条 鶴岡市立荘内病院及び鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院が経営強化プランを策定するにあたり、基本的な事項について意見を求めるため、鶴岡市病院事業経営懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所管事務は、経営強化プランの策定に関することとする。

(組織)

第3条 懇談会の委員（以下「委員」という。）は、定数8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから病院事業管理者が委嘱する。

- (1) 医療、福祉等に関する知識及び経験を有する者
- (2) その他病院事業管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長、及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その者の説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、鶴岡市立荘内病院事務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。